

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第10号

平成27年 3 月 31 日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき、平成27年 8 月 3 日付け財第50号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年 8 月 25 日

鹿児島県監査委員 田中和彦
 同 橋口和博
 同 園田 豊
 同 松田浩孝

「包括外部監査の結果に関する報告及び同報告に添えて提出する意見」に基づく措置
 監査テーマ 鹿児島県の環境施策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監査の結果	措置の内容
<p>報告書中 Ⅲ. 各事業における監査結果と監査意見 9. 水・土壌環境の保全 (8) 合併処理浄化槽整備促進事業（生活排水対策室） (指摘事項) 浄化槽整備事業交付金実績報告書の記載誤りについて 市町村から提出された平成25年度の浄化槽整備事業交付金実績報告書のうち、南さつま市、南九州市、中種子町、瀬戸内町、伊仙町については、浄化槽設置工事の着手日と完了年月日の記載誤りが複数見受けられた。さらに瀬戸内町と伊仙町は、実績報告書の提出日がともに平成26年 3 月 20 日であるにもかかわらず、実際の完了年月日が平成26年 3 月 30 日または平成26年 3 月 31 日であるものが含まれていた。記載誤りの原因は、単純なミスその他、工事完了年月日の欄に完了予定年月日を記載していたためである。浄化槽整備事業交付金は、浄化槽の設置工事が年度内に完了したものが対象となるため、実績報告書に記載された完了年月日は、正確でなければならない。適正な交付のためには、実績報告書上の日付等に矛盾があれば、各市町村</p>	<p>指摘を受け、事業実施市町村に対し、具体的例を示しながら報告書記載上の留意事項について通知するとともに、報告書における日付等の記載を含め、その内容について精査し、疑義がある場合には、市町村に確認を行うなど確実な審査に努めることとする。</p>

へ問い合わせるべきである。